

平成23年度における岐阜県地域職業訓練実施計画

平成23年7月20日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、岐阜県における求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成23年7月20日から平成24年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行う。

2 平成22年度における職業訓練をめぐる状況

平成22年4月以降の雇用失業情勢については、平成21年度に記録した過去最悪の失業率及び有効求人倍率から脱却し、持ち直しの動きが広がりつつあったものの、依然として厳しい状況にあった。

特に、新規求職者のうち、特定求職者の要件に該当する可能性のある者の数は、岐阜県において68,160人（平成22年度）に上った。

そうした中、「緊急人材育成・就職支援基金」による「緊急人材育成支援事業」として平成22年度に岐阜県において実施された職業訓練（以下「基金訓練」という。）は、3,385人が受講し、就職率は79.4%であった。

注 基金訓練の実績は平成23年1月末までの訓練修了者の訓練修了後3か月の就職率である。

3 平成23年度における求職者支援訓練の実施方針

雇用情勢は引き続き厳しい状況が続くことが予測されることから、求職者支援訓練は、平成23年度下半期においても、成長が見込まれる介護系、医療事務系、情報系分野における人材育成に重点を置きつつ、昨年度及び今年度上半期の基金訓練と同規模で実施する。

また、農業、観光、環境・エネルギー、ものづくり分野などの地域の産業構造や求人ニーズに沿った独自の訓練分野の設定を進めるとともに、障害者や外国人などの就職が困難な方への訓練設定にも配慮を行う。

(1) 実施規模と分野、就職率に係る目標

- 平成23年度においては、厳しい雇用失業情勢が続く中で、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対して雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、下半期（同年10月1日から平成24年3月31日まで）分として、平成22年度基金訓練受講者数の約半数に当たる1,700人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模としては、2,100人を目標とする。
- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の80%）。
- その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業構造や求人ニーズを踏まえたものとする。
- 訓練認定規模は、コース・地域別に、次のとおりとする。

	計	岐阜・西濃・中濃	東濃	飛騨
基礎コース	420人	260	120	40
実践コース	1,680人	1,100	420	160
介護系	300人	220	60	20
医療事務系	180人	100	60	20
情報系	280人	200	40	40
その他の成長分野	920人	580	260	80

※可児市、可児郡御嵩町は東濃に含む。

- 各月の開始定員を別添のとおり設定する。
- 上記のうち、地域・コース別の新規参入率は次のとおりとする。

	全 域
基礎コース	10%
実践コース	10%

- 認定単位期間
四半期ごと（各月の開始定員設定あり）に求職者支援訓練を認定する。
ただし、第3四半期については、制度創設に伴う例外として10月開講分と11月及び12月開講分を区分して認定する。
認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、

岐阜労働局のHP及び独立行政法人雇用・能力開発機構岐阜センター（平成23年10月1日からは独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜センター（仮称））のHPで周知する。

なお、上記の10月開講分の認定申請受付期間は、7月26日から8月5日までとする。

- ・ 上記で定めたコース別・分野別・地域別、開始月別の訓練実施規模を超えて認定は行わない。また、設定数を超える認定申請がある場合には、
ア 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、
イ 上記以外については、求職者支援訓練又は基金訓練の就職実績が良好なものから、認定する。
- ・ なお、認定に当たり、訓練受講者に効果的な支援を行うため、公共職業安定所へ来所する日を岐阜労働局が平準化して指定する必要があることから、訓練開始日を指定して募集することがあり得る。
- ・ 就職率は、基礎コースで60%、実践コースで70%を目指す。

(2) 訓練受講者に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講希望者に対しては、公共職業安定所がキャリア・コンサルティングを通じ、意欲・適性を見極めた上で、就職に結びつく適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 当訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も多くいることが予想されることから、公共職業安定所では各人に対し就職支援計画を作成し、訓練期間中は毎月1回の職業相談日（指定来所日）を定め、就職支援計画に沿った求職活動の状況を確認するとともに、職業相談を実施する。
- ・ また、訓練修了後も毎月1回は、公共職業安定所への来所を求め、個々の実情に応じた支援を引き続き実施する。
- ・ なお、訓練修了後、引き続き技能向上のため公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、訓練が必要である者に対して、円滑な受講に向けた支援を行う。
- ・ 訓練実施者はジョブ・カードの作成のほか、訓練により習得する知識・技能により就職が可能と考える事業所情報をハローワークに提供するなどの支援を行う。
- ・ こうした、一連の就職支援は公共職業安定所が中心となり、訓練実施機関と連携を図りつつ実施する。

4 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練を合わせた訓練規模を考慮し、訓練実施者の適切な確保と受講者への適切な受講あっせんを行うとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、岐阜県、独立行政法人雇用・能力開発機構（平成23年10月1日からは独立行政

法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解と協力が重要である。

- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後、岐阜県地域訓練協議会に加え、産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを随時開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。